

バス回数券の使用終了および払戻しについて

平素より当社バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、バス回数券につきましては、**令和8年3月31日**をもって使用を終了いたします。

つきましては、未使用分の回数券をお持ちのお客様に対し、下記のとおり**払戻し**を行います。

【払戻期間】

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

【払戻場所】

- ・くしろバス本社窓口
- ・白糠出張所
- ・釧路駅前定期券窓口
- ・厚岸営業所

【ご持参いただくもの】

- ・未使用の回数券（表紙が残っているもの）
- ・印鑑（領収証作成のため）

なお、4月上旬は定期券購入のお客様が多く、窓口が混み合う場合があります。

お時間に余裕をもってお越しくください。